議案第76号 川崎市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則(案) 議案第77号 川崎市教育委員会公用文に関する規程の一部を改正する訓令(案)

行政不服審査法の改正概要

1 法改正の目的・趣旨

処分に関し、国民が行政庁に不服を申し立てる制度(不服申立て)について、関連法制度の整備・拡充等を踏まえ、<u>①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の教済手段の充実・拡大</u>の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直しを行った。

2 改正の主な内容

(1) 審理員による審理手続の導入

審理員(当該処分に関与した者以外の者等で審査庁に所属する職員の中から審査庁が指名)が、<u>審査請求人と</u>処分庁の主張を公平に審理する仕組みを導入する。

(2) 第三者機関への諮問手続の導入

有識者から構成される第三者機関を設置し、第三者の視点で審査庁の判断の妥当性をチェックすることにより、 裁決の公正性を向上する仕組みを導入する。

(3) 審理員手続における審査請求人の権利を拡充

<u>不服申立期間の延長(60日→3月)</u>、<u>不服申立ての手続きを審査請求に一元化</u>、口頭意見陳述における処分庁への質問等

議案第76号 川崎市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則について

主な改正点

行政不服審査法施行に伴い、様式中の教示文等について以下の内容について整理を行うもの。

- ・ 不服申立期間を60日から3月に延長する。
- ・ <u>「異議申立て」を「審査請求」に一元化</u>する。それに伴い、事案についての審理を行った後の判断は<u>「裁決」</u>をもって行うこととする。

(※ 異議申立てに係る行政庁の判断については「決定」としていた。)



川崎市情報公開条例施行規則(平成13年教育委員会規則第7号)

- · 第4号様式 第5号様式 第6号様式
- 川崎市個人情報保護条例施行規則(昭和60年教育委員会規則第14号)
- · 第5号様式 第6号様式 第10号様式

川崎市教育委員会事務局公文書管理規則(平成13年教育委員会規則第6号)

• 第7条第2項第3号 別表中規定

議案第77号 川崎市教育委員会公用文に関する規程の一部を改正する訓令について

主な改正点

・「不服申立て」を「審査請求」に一元化する。



川崎市教育委員会公用文に関する規程(昭和59年教育委員会訓令第3号)

· 第3条第1項第3号